

在沖米空軍軍属及び在沖米海軍兵による飲酒運転事故に対する意見書

去る6月26日、沖縄市桃原の交差点で乗用車同士の衝突事故があり、酒気を帯びた状態で車を運転したとして道路交通法違反（酒気帯び運転）の容疑で米軍嘉手納基地所属の軍属が沖縄署に現行犯逮捕された。

同月4日にも嘉手納町水釜の国道58号を乗用車が逆走し軽自動車2台に衝突、2人に重軽傷を負わせる事故が発生し、酒に酔った状態で車を運転したとして、米軍嘉手納基地所属の米海軍2等兵曹が嘉手納署に現行犯逮捕されたばかりであり、基地周辺住民の安心、安全を脅かす度重なる米軍関係者による飲酒絡みの事故は、いかなる理由があろうと断じて許されるものではない。

在沖米軍は、5月27日、米軍属による女性暴行殺人事件を受けて、「寄り添い、哀悼する期間」として30日間の飲酒制限等を発表しており、その間、立て続けにこのような事故が起きるということは、いかに米軍のトップが「綱紀粛正」、「再発防止」を口にしても到底末端の部下たちまで教育が行き届かないことを如実に表しており、市民、県民の米軍に対する信頼は消え失せ、不安と怒りは増す一方である。

よって、沖縄市議会は市民の生命、財産、人権を守る立場から、在沖米空軍軍属及び在沖米海軍兵による飲酒運転事故に対し厳重に抗議するとともに下記の事項について強く要求する。

記

1. 被害者への謝罪と完全な補償を実施すること
2. 米軍構成員等の教育を徹底し、綱紀の粛正を図るとともに、事故の再発防止の実効性のある解決策を公表すること。
3. 日米地位協定を見直し、抜本的に改めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年7月5日

沖縄市議会

宛先

内閣総理大臣

外務大臣

防衛大臣

沖縄及び北方対策担当大臣

外務省沖縄担当大使

沖縄防衛局長